

短期労働者の「年収の壁」について

パートやアルバイトで働く人の中には「もっと働きたいけれど、年収が一定の水準を超えると年金や医療など社会保険料の負担が発生して手取り収入が減ってしまう」「年収が増えると扶養から外れてしまう」といった理由で、働き過ぎないようにしている人も多いでしょう。

このように、社会保険料の負担が増えないように年収を抑えようと意識する金額のボーダーラインが、いわゆる「**年収の壁**」です。

この問題に対応するため、令和5年（2023年）10月から厚生労働省による「**年収の壁・支援強化パッケージ**」が始まりました。

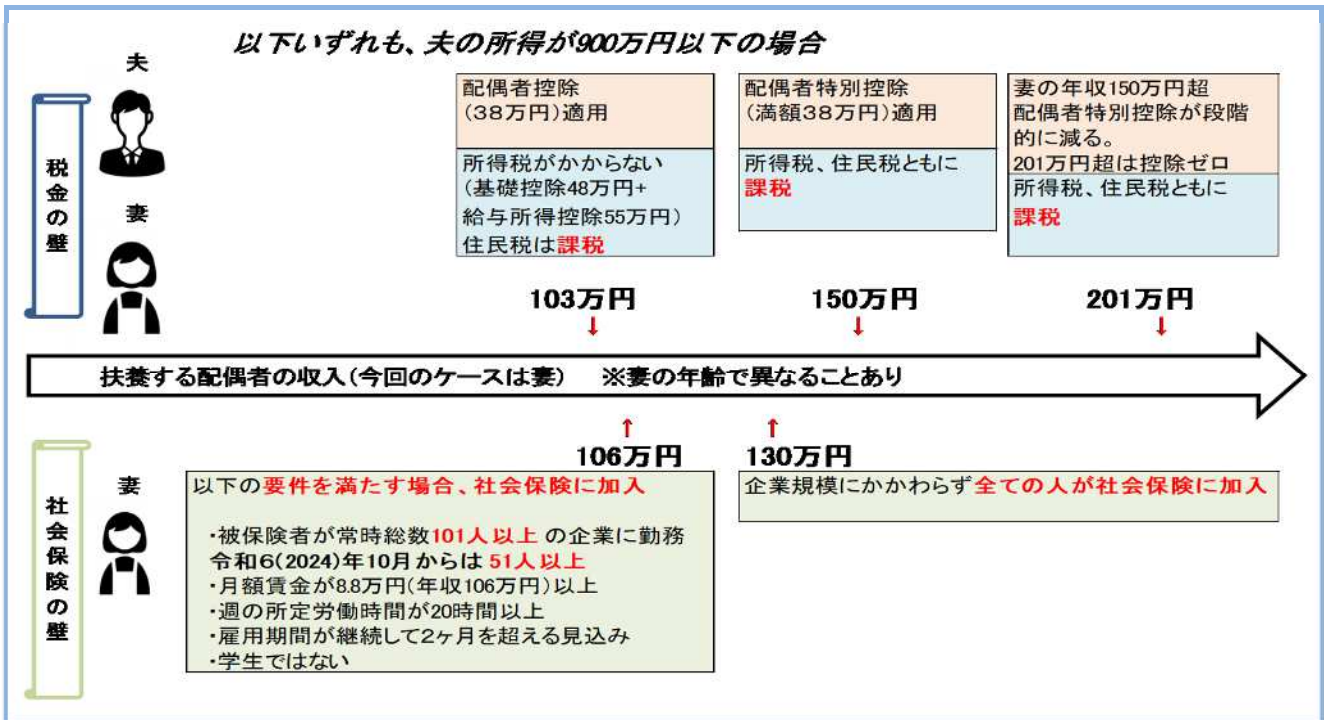
⑥ 「年収の壁」とは

社会保険（年金・医療保険）においては、会社員の配偶者で一定の収入がない方は、被扶養者（第3号被保険者）として、保険料を負担していません。

こうした方の収入が増加した場合、

- ・月8.8万円以上（年収106万円以上）となり、厚生年金保険・健康保険に加入するか、
- ・年収130万円以上となり、国民年金・国民健康保険に加入するか、
- いずれかの形で、被扶養者（第3号被保険者）でなくなり、社会保険料の負担が発生することとなります。

保険料負担が生じると、その分手取り収入が減少するため、これを回避する目的で就業調整する方がおられます。こうした方が意識している収入基準（年収換算で106万円や130万円）が「**年収の壁**」と呼ばれています。



(※R6.10~ 51人以上)
○従業員100人超企業に週20時間以上で勤務する場合

○上記以外の場合

「106万円の壁」
加入制度：厚生年金保険・健康保険

「130万円の壁」
加入制度：国民年金・国民健康保険

⑥ 「年収の壁・支援強化パッケージ」

～厚生労働省からのお知らせ～

(1) 106万の壁への対応

①キャリアアップ助成金新コースの設立

事業主が新たに社会保険の適用を行った場合、労働者1人あたり最大50万円を助成。

②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外

(2) 130万の壁への対応 (130万円以上でも扶養OK)

③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がった**としても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能になりました。

従業員100人以下

…月108,333円超 (年130万円以上)

配偶者の扶養から強制排除

⇒130万円の壁 (健保組合等の判断)

「一時的な収入変動」とは

- 受注が好調で業務量増加
- 突発的な大口案件
- 他の従業員が退職、休職

2つ以上の勤務先 → ○

配偶者以外の家族、学生 → ○

60歳以上・障害者の180万円の壁 → ○

※2023年10月～

130万円超でも扶養OKの2年ルール

事業主の証明書様式 (厚生労働省HPより) ↓

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者^{※1}については、雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である130万円未満^{※2}です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。
 ※2 60歳以上の者又は根拠厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180万円未満となります。

【被保険者・被扶養者記載欄】

提出年月日 ^{※3}	令和 年 月 日
被保険者 (フリガナ) 氏 名	
被保険者等記号・番号	
被扶養者 (フリガナ) 氏 名	
被保険者等記号・番号	

※3 被保険者の事業所や保険者 (健保組合等) に提出する際に記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 -
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	
雇用契約等により本来想定される年間収入	円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで
上記期間における当事業所での労働による収入額 (実績額)	円

※4 本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、被保険者から被扶養者の事業所や保険者 (健保組合等) に提出する書類となります。
 ※5 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合

